

## 優生保護法訴訟静岡地裁判決に対する声明

本日2月24日、静岡地方裁判所は、国に対し、優生保護法に基づく優生手術の被害者である原告に慰謝料の支払いを命じる判決を言い渡した。

静岡地方裁判所も、優生保護法が憲法13条、14条に違反することを明確に認めた。さらに、静岡地方裁判所は、国が全国的かつ組織的な政策によって、被害者において憲法違反が明白な優生保護法に基づく優生手術が強いられた事実を知り得ない状況を殊更に作出し、そのために被害者がその事実を知ることができなかった、という実態を正しく認定し、除斥期間を制限することが相当と判断して原告の請求を認めたものである。

本件は、2022年2月22日の大阪高等裁判所、同年3月11日の東京高等裁判所、2023年1月23日の熊本地方裁判所に続く4件目の被害者勝訴判決である。

正義公平の観点から、優生保護法の被害者を救済するべきという裁判所からのメッセージが続いているが、国は、一時金支給法を制定した後は、積極的に動いていない。

優生保護法による非人道的かつ重大な人権侵害、そして優生保護法によって助長され、固定化された障害者に対する差別・偏見に向き合うことなくして、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」（障害者基本法1条）を実現することなどできない。

国は、本判決を重く受け止め、優生保護法に基づく重大な人権侵害の実態、被害者の救済の必要性について真摯に向き合い、控訴することなく、直ちに一時金支給法の改正等の対応をとり、全ての優生保護法被害者の救済を実現すべきである。

当弁護団も、全ての優生手術被害者の被害回復を実現するため、また、優生思想および障害者に対する偏見差別の解消に向けて、引き続き、全力で活動をすることを表明する。

2023年 2月24日

全国優生保護法被害弁護団

共同代表 新 里 宏 二

同 西 村 武 彦